

令和7年度
広島市立沼田高等学校
入学者選抜
一次選抜実施要項



〒731-3164

広島市安佐南区伴東六丁目1番1号

電話 (082) 848-4168

FAX (082) 848-3048

URL <https://www.numata-h.edu.city.hiroshima.jp/>

受付場所は本校事務室（受付時間は9時から16時）です。

日曜日・土曜日・休日は事務取り扱いを行いません。

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用語	定義
中学校	中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程
中学校を卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
中学校卒業後5年を超える者	平成31年3月以前に中学校を卒業した者
中学校長	志願者が在学している中学校の校長
出身中学校	志願者が卒業又は在学している中学校
出身中学校長	出身中学校の校長
施行規則	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
調整措置	広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年広島市教育委員会規則第12号）附則第3項の規定による調整措置

【1】一次選抜

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「広島市立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科・コース、定員及び通学区域

課程	学科・コース	定員	通学区域	その他
全日制	普通科 普通	240人	広島市内全域	調整措置により、一次選抜における入学定員240人の30%（72人）以内の入学を認める。
全日制	普通科 体育コース	80人	広島県一円	保護者等の住所が通学区域内に属さない場合であっても、入学定員の10%（8人）以内の入学を認める。

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

教育目標	自主挑戦 ～大きな夢と高い目標をもって主体的に学び続け、果敢に挑戦する生徒の育成～
育てたい生徒像	【自主・自律・協働・挑戦する生徒】 ○ 習得した知識・技能を活用し、主体的に学び続ける生徒 ○ 感情をコントロールし、他者の立場で物事を考える生徒 ○ 地域や社会で多様な考えを理解し、他者と協働して課題を解決できる生徒 ○ 進路実現に向け、見通しをもって計画的に行動し、果敢に挑戦する生徒 ○ 自らの競技力の向上と指導者としての基礎的な素養を身に付け、スポーツを通じた地域の活性化に寄与できる生徒（体育コース）
入学者受入方針	○ 本校志望の意志が強く、入学後も自ら進んで勉学に励み、学力の向上をめざす生徒 ○ 部活動や地域での活動に積極的に取り組み、入学後も意欲的に取り組むことができる生徒 ○ 社会の変化に主体的に向き合い、新たな価値を創造し、地域や社会に貢献できる生徒 ○ 体育・スポーツに興味と関心を持ち、スポーツを学び、深く探究することに強い意欲を持っている生徒（体育コース）
教育課程	普通科普通の第1学年では、全員がほぼ同一の教育課程を履修し、第2・3学年では、希望する進路に応じて教科・科目を選択履修する。 普通科体育コースでは、普通科としての教科・科目を履修するほか、「専攻実技」、「スポーツ概論」、「キャリア探究基礎」、「キャリア探究」を共通して履修する。第2学年以降は、アスリート類型とスポーツマネジメント類型のどちらかを選択し、アスリート類型は「スポーツアスリート学」を、スポーツマネジメント類型は「スポーツマネジメント学」を履修する。

4 出願資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和7年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和7年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和7年3月31日までに満15歳以上に達する者

なお、出願資格の(5)により出願しようとする者は、県外等からの出願許可を受けること。

5 出願

(1) 方式

ア 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

イ アにかかわらず、本校の普通科普通志願者は、普通科体育コースを第2志望として併願することができる。ただし、この場合、実技検査を必ず受検しなければならない。

なお、普通科体育コース志願者は、普通科普通を第2志望とすることはできない。

(2) 期間

ア 出願登録

(ア) 志願者登録・中学校確認登録

令和7年1月23日(木)から2月4日(火)16時まで

(イ) 高等学校確認登録

令和7年2月5日(水)から2月10日(月)正午まで

イ 志願変更

令和7年2月13日(木)から2月19日(水)正午まで

ウ 調査書等提出

令和7年2月13日(木)から2月20日(木)正午まで

(3) 手続

手続きは、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月19日(水)正午までに、入学者選抜料(2,200円)を納付する。

なお、志願変更(イを参照)を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

c 実技検査選択種目届(本校所定様式)の提出

普通科体育コース志願者及び普通科普通志願者で第2志望を普通科体育コースとする志願者は、実技検査選択種目届(本校所定様式)に必要事項を記入し、出身中学校長に提出すること。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月19日(水)正午までに、志願者が入学者選抜料(2,200円)を納付していること

をインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)の志願変更を行うことができる。ただし、出願取下げを行った後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)に再び出願することはできない。

志願変更を行う場合は、(2)イの期間内に、次により出願取下げ及び志願変更申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ア) 志願者

a 出願取下げ

志願変更を希望する者は、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

b 志願変更申請

志願変更を希望する者は、本校校長が出願取下げの承認を行った後、インターネット出願システムで必要事項を入力し、ア(ア)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

志願変更を希望する者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(イ) 出身中学校長

a 出願取下げの承認

出身中学校長は、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b 志願変更の確認登録

出身中学校長は、ア(イ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却される書類がある場合には、本校においてそれを受け取り、志願変更を希望する者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、2月19日(水)までに必着するように提出すること。また、令和6年3月以前の卒業生については、②の書類は提出しなくてよい。

なお、普通科体育コース志願者及び普通科普通志願者で第2志望を普通科体育コースとする志願者については、③の実技検査選択種目届を、出身中学校長を経由して、本校校長に持参または郵便により提出する。郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、2月19日(水)までに必着するように提出すること。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(調査書情報)

② 評定(成績評点)集計表(様式第2号)

③ 実技検査選択種目届(本校所定様式)

エ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録を行った後、令和7年2月20日(木)正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

(ア) 2月10日(月)正午現在の志願者数を同日15時に公表する。

(イ) 2月13日(木)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月14日(金)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月17日(月)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月18日(火)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月19日(水)正午現在の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する。

6 選抜

(1) 一般学力検査

- ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。
- イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。
- ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。

(2) 自己表現

- ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
- イ 自己表現は、検査官一人当たり15点満点とする。
本校の自己表現の配点は、30点とする。

(3) 学校独自検査（実技検査）

ア 実技検査は、普通科体育コース志願者全員及び普通科普通志願者で普通科体育コースを第2志望とする志願者に対して行う。

イ 実技検査は、100点満点とする。

ウ 実技検査の評価項目は、次のとおりとする。

- ① 運動能力検査 ② 陸上競技 ③ 女子バレーボール ④ 男子サッカー ⑤ 水泳競技(競泳)
⑥ 剣道 ⑦ 柔道 ⑧ 体操競技 このうち1種目を選択する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(5) 実施期日、時間割等

2月26日(水)			2月27日(木)	2月28日(金)
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40~9:00	集合・注意	自己表現	学校独自検査 (実技検査) ※ 詳細は下表
第1時限	9:10~10:00	国 語		
第2時限	10:20~11:10	社 会		
第3時限	11:30~12:20	数 学		
第4時限	13:10~14:00	理 科		
第5時限	14:20~15:10	英 語		

※ 第1日及び第2日の集合は各検査場とする。

※ 本校は、自己表現について、原則として、第2日（2月27日（木））に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日（2月28日（金））にも実施する場合がある。

自己表現及び学校独自検査（実技検査）の集合時刻は、2月20日（木）12時に本校ホームページに掲載する。

※ 中学校過年度卒業の志願者の面接は自己表現（10分）が終了した後、続けて10分で実施する。

※ 学校独自検査（実技検査）は、普通科体育コース志願者全員及び普通科普通志願者で普通科体育コースを第2志望とする志願者を対象とし、第3日（2月28日（金））に実施する。

※ 学校独自検査（実技検査）は、下表のとおり午前に①運動能力検査を、午後に②陸上競技、③女子バレーボール、④男子サッカー、⑤水泳競技(競泳)、⑥剣道、⑦柔道、⑧体操競技を実施する。

2月28日(金) 学校独自検査(実技検査)			
①選択者		②~⑧選択者	
8:40~9:00	集合・更衣	13:15~	集合・更衣
9:00~9:30	点呼・諸注意・準備運動	13:40~13:55	点呼・諸注意・準備運動
9:30~	実技検査(①運動能力検査)	13:55~	実技検査(②陸上競技 ③女子バレーボール ④男子サッカー ⑤水泳競技(競泳) ⑥剣道 ⑦柔道 ⑧体操競技)

(6) 実施場所

本校等

(7) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 鉛筆、シャープペンシル |
| ② 鉛筆削り |
| ③ 消しゴム |
| ④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可） |
| ⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可） |
| ⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。

各教科の検査開始前に、監督者が携行品について確認し、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、その日の検査終了まで預かる。

各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当（第1日のみ）、上履き、下履きを入れる袋

※ 実技検査を受検する者は、選択した種目（①～⑧）に応じて、下の物品を持参すること。（2月28日（金））

① 運動能力検査	飲料水、運動に適する服装、体育館シューズ、運動靴
② 陸上競技	飲料水、運動に適する服装、体育館シューズ、オールウェザー・土兼用スパイク、その他専門種目スパイクがある者は使用可、長距離選択者はレーシングシューズ使用可
③ 女子バレーボール	飲料水、運動に適する服装、バレーボールシューズ、膝あて等サポーター着用可
④ 男子サッカー	飲料水、運動に適する服装、体育館シューズ、サッカースパイク
⑤ 水泳競技（競泳）	飲料水、競泳用水着、キャップ、ゴーグル、タオル等
⑥ 剣道	飲料水、剣道具、竹刀、剣道着、袴
⑦ 柔道	飲料水、柔道着上下、帯
⑧ 体操競技	飲料水、運動に適する服装、鉄棒又は段違い平行棒用のプロテクター使用可、その他テーピング等使用可

7 合格者の決定

(1) 特色枠による選抜

普通科普通では、入学定員の50%において、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は、3：5：2とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

普通科体育コースでは、入学定員の50%において、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（実技検査）の配点の比重は、2：2：2：6とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（実技検査）の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 一般枠による選抜

普通科普通では、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は、6：2：2とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

普通科体育コースでは、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（実技検査）の配点の比重は、6：2：2：2とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（実技検査）の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合には、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(5) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 日時

令和7年3月10日（月）13時30分

(2) 場所

本校玄関前（電話による照会には応じない。）

- (3) 持参物
受検票
- (4) 合格通知等
合格者は、令和7年3月10日（月）16時までに受検票と引き換えに「合格通知書」・「請書・辞退届」を受け取り、令和7年3月11日（火）正午までに請書又は辞退届に署名し提出すること。請書と引き換えに入学に必要な書類を受け取ること。
- (5) その他
合格者の手続きに関して中学校長に照会することがある。
なお、本校のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。掲載期間は3月10日（月）14時から3月11日（火）正午までとする。また、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和7年3月10日（月）13時30分から令和7年3月11日（火）正午までとする。

9 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰り上げて合格者を決定する場合がある。

なお、その場合には、令和7年3月11日（火）14時までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

10 特別措置の申請等

- (1) 特別措置の申請
志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。
なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。
- ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を令和6年12月2日（月）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。
- イ 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和6年12月2日（月）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。
- ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和7年1月10日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。
- エ アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を5(2)ア(ア)の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。
- (2) 自己申告書の提出
志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第5号）を本人が記入し、提出することができる。
中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。
なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

11 県外等からの出願

県外等からの出願の手続は次による。

- (1) 教育委員会の許可を必要とする場合
次の①から④までのいずれかに該当する者は、出願登録前に、広島市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。ただし、広島市立高等学校の通学区域に関する規則附則第3項の規定による調整措置によって通学区域外から出願する者は、この手続を必要としない。
- ① 広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条1号の規定により広島市立高等学校を志願する者
- ② 出願時において、保護者の住所が通学区域外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、通学区域内に保護者が居住する予定の者

③ 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和7年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和7年3月31日までに満15歳以上に達する者

④ 普通科体育コース志願者で、広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条第2号の規定により本校を志願する者

ア 提出書類

「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第1(P106)「県外等からの出願に係る提出書類」による。

なお、(1)④に該当する者は、県外等からの出願許可願及び確約書(様式第19-4号)を使用すること。

イ 提出期間

令和6年12月13日(金)から令和7年1月8日(水)正午まで(ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。)

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月7日(火)までに必着するよう提出すること。

ウ 県外等からの出願許可願の提出先

広島市教育委員会学校教育部指導第二課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

エ 結果の通知及び許可書の提出

出身中学校長に結果を通知する。

県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を5(2)ア(イ)の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)ア(イ)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

オ その他

a イの提出期限後に、保護者の転勤等が生じた、又は特定校への出願を希望することとなったため、教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、イの提出期限を2月3日(月)正午までとし、出願登録期限は2月19日(水)正午までとする。

なお、2月4日(火)16時までに出願登録を行った場合は、志願変更を行うことができる。

また、2月3日(月)正午以降は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

b 県外等からの出願許可を受けて本校へ出願登録を行った後、志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、2月13日(木)正午までに必要書類を広島市教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

(2) 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和7年1月23日(木)現在単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書(様式第22号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を5(2)ア(イ)の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)ア(イ)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

(3) 評定(成績評点)集計表の作成

出身中学校長は、県外からの志願者に係る評定(成績評点)集計表について、様式第2号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定(成績評点)集計表の様式によって提出することができる。

12 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

※ 本人に帰責されない身体・健康上の理由による月経随伴症状等の体調不良等は、表の「疾病」に該当する。

(1) 手続

「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和7年3月3日(月)正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法

自己表現、作文（普通科普通志願者）及び実技検査（普通科体育コース志願者）

※ 普通科体育コースを第2志望とする者は実技検査を加える。

イ 実施期日

令和7年3月5日（水）

ウ 時間割等

普通科普通			普通科体育コース		
時 限	時 刻	検 査 等	時 限	時 刻	検 査 等
	9 : 00	集 合		10 : 30	集 合
	9 : 00～9 : 10	点呼・注意		10 : 30～10 : 40	点呼・注意
第1時限	9 : 20～10 : 20	作 文	第1時限	10 : 50～11 : 30	自 己 表 現
第2時限	10 : 40～	自 己 表 現	昼食・休憩	11 : 30～12 : 20	
			第2時限	12 : 45～	実 技 検 査

※ 受検者数により実技検査の開始時刻を変更することがある。

※ 普通科体育コースを第2志望とする者の時間割等は別途連絡する。

エ 実施場所

本校等

オ 携行品

- ① 追検査受検承認（不承認）通知書
- ② 一次選抜における携行品

カ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

13 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節しやすい服装等の工夫をすること。

14 一次選抜の結果に係る情報の提供について

(1) 情報提供内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 自己表現の総得点

ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 情報提供請求対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(3) 本人等であることの確認

令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項（P107）に示す書類の提示により確認する。

なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 情報提供期間

令和7年3月19日（水）から4月18日（金）までとする（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）。

受付時間は9時00分から16時00分までとする（ただし、12時00分から12時45分までを除く。）。

(5) 情報提供場所

本校（受付窓口は本校事務室）

15 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- (2) 志願について虚偽の事実(学歴・通学区域・調査書等)があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- (3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合、改めて所定の手続をしなければならない。
- (4) 入学予定者説明会及び教材等の販売を3月24日(月)13時30分から行うので、入学予定者は保護者同伴で必ず本校に集合すること。また、本校寄宿舎への入寮を希望する普通科体育コース合格者は、入寮説明会を3月24日(月)10時00分から行うので保護者同伴で集合すること。

【2】 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

1 選抜の趣旨

【1】の1に準じる。

2 課程、学科・コース、定員及び通学区域

全日制課程 普通科普通・・・広島市内全域 普通科体育コース・・・広島県一円
定員は入学定員外で普通科普通、普通科体育コース合わせて2人以内とする。

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

【1】の3に準じる。

4 出願資格

次のア又はイのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で【1】の4に定める出願資格の(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ、原則として次のaからdまでのいずれかに該当する者

- a 海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者
- b 海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者
- c 海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者
- d 海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者

イ 外国籍を有する者で、中学校を卒業した者又は令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者で、かつ、原則として、入国後の在日期間が6年以内の者

5 出願

【1】の5に準じる。ただし、5(2)ア(ア)の期間に、海外在住状況説明書(様式第6号)を出身中学校長を経由して提出すること。出身中学校長が書類を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月3日(月)までに必着するよう提出すること。

なお、中学校に就学すべき期間の全部において外国の学校(施行規則第95条第2号に規定する在外教育施設を除く。以下同じ。)及び日本国内における外国人学校に在籍する志願者は、調査書情報に替え、外国の学校又は日本国内における外国人学校における成績証明書を提出する。その場合は、健康診断書を併せて提出する。

6 選抜

【1】の6に準じる。ただし、2月26日(水)の第2時限には作文を、第4時限には面接を実施する。また、4のイの出願資格により受検する者の一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

7 合格者の決定

本校校長は、一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果並びに出願書類に基づいて総合的に判断して合格者を決定する。普通科体育コースにあつては実技検査の結果を加えて、総合的に判断して合格者を決定する。

8 合格者の発表

【1】の8に準じる。

9 繰上げ合格の実施

【1】の9に準じる。

10 特別措置の申請等

【1】の10に準じる。

11 県外からの出願

【1】の11に準じる。

12 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

【1】の12に準じる。

13 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

【1】の13に準じる。

14 一次選抜の結果に係る情報の提供について

【1】の14に準じる。

15 その他

【1】の15に準じる。

【3】 二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和7年3月12日（水）10時に本校玄関への掲示及び本校ホームページ（<https://www.numata-h.edu.city.hiroshima.jp/>）への掲載により行う。